

介護老人保健施設だいせん訪問リハビリテーション

提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

1)利用料金 利用者負担(1割負担の場合)

区分		利用料	利用者負担額(1割負担)
理学療法士、作業療法士 言語聴覚士による 訪問リハビリテーション	基本報酬 (1週に6回が限度)	1回 308単位 3,249円	1回 324円

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(退所)日または新たに 要介護認定を受けた日から3ヵ月)	2110円	211円	1日あたり
サービス提供体制強化加算Ⅰ	63円	6円	1回あたり

例)訪問リハビリテーションサービスをお使いになる場合(地域加算 10.55円)

1回 = 基本報酬(324円×2単位) + サービス提供体制加算(6円×2) = **約 660円**

週1回利用した場合の1ヵ月 = 約 660円×4日 = **約 2640円**

退院直後や介護認定日から3ヵ月以内は

週2回以上の利用にて短期集中リハ加算の費用が発生します

2)その他の費用について

①交通費

◇堺市全域は無料、その他の地域は一律往復 200円。

②キャンセル料

◇前日午後5時30分までのご連絡 キャンセル料不要

◇当日午前8時30分までに連絡があった場合 キャンセル料不要

◇当日午前8時30分までに連絡がなかった場合 250円

※緊急入院等、やむを得ない場合には、キャンセル料は請求致しません。